

# 障害者総合支援法の仕組みと 介護保険制度との関連等について

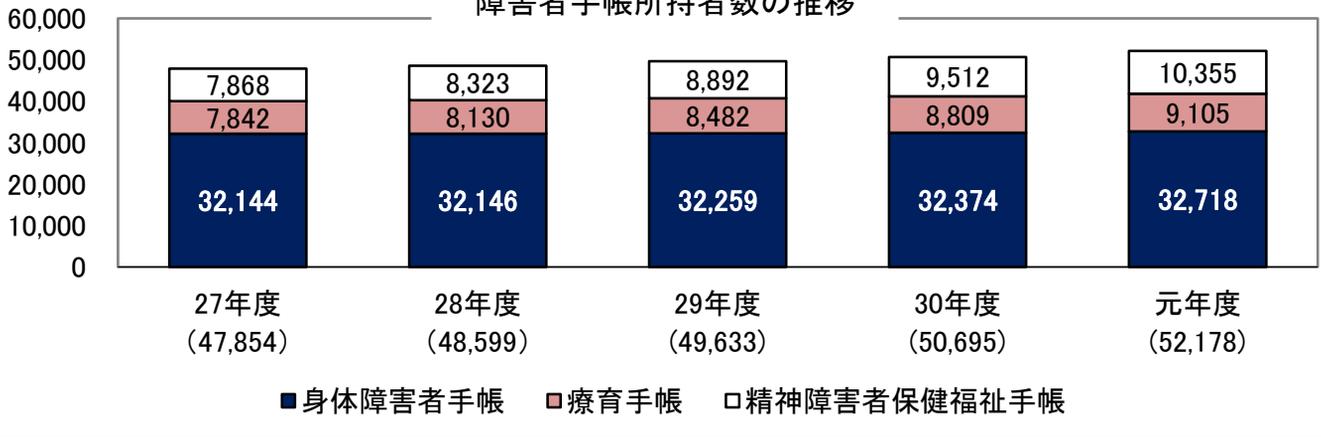
【令和3年5月作成】

## ―目次―

- ◇障害者総合支援法の概要について
  - ・仙台市における障害のある方の現状について・・・・・・・・・・1
  - ・障害者総合支援法のサービスについて・・・・・・・・・・2
  - ・障害福祉サービス等の体系・・・・・・・・・・3・4
  - ・地域生活支援事業について・・・・・・・・・・5
  - ・サービス利用までの流れについて・・・・・・・・・・6
  - ・利用者負担について・・・・・・・・・・7
  
- ◇障害福祉サービス等について
  - ・訪問系サービスについて・・・・・・・・・・8
  - ・生活介護及び自立訓練について・・・・・・・・・・9
  - ・短期入所（ショートステイ）について・・・・・・・・・・10
  - ・共同生活援助（グループホーム）について・・・・・・・・・・11
  - ・移動支援について・・・・・・・・・・12
  - ・日中一時支援について・・・・・・・・・・13
  - ・訪問入浴について・・・・・・・・・・14
  
- ◇障害者総合支援法と介護保険法との関係等について・・・・・・・・・・別紙
  
- ◇仙台市内相談支援事業所一覧（令和3年4月1日付 ※最新）・・・・・・・・・・別紙

# 仙台市における障害のある方の現状について

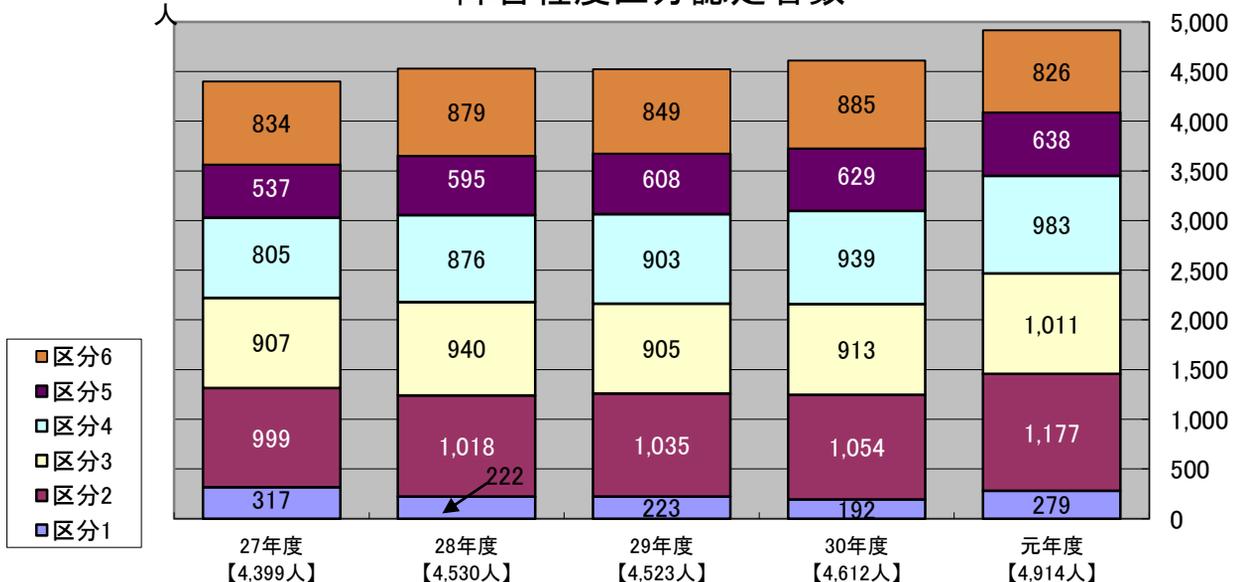
## 障害者手帳所持者数の推移



## 障害福祉サービス利用者数(人/月)と平成18年度比の増加割合の推移



## 障害程度区分認定者数



# 障害者総合支援法のサービスについて

## 市町村

### 自立支援給付

#### 介護給付

- 居宅介護 (ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所 (ショートステイ)
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

#### 訓練等給付

- 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援 (A型・B型)
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助 (グループホーム)

#### 相談支援

- 地域相談支援 (地域移行・地域定着)
- 計画相談支援

#### 補装具

#### 自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療 (都道府県等)
- 精神通院公費 (都道府県等)

障害者・児

### 地域生活支援事業

#### 市町村事業

- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具の給付等
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 成年後見制度利用支援
- その他

支援

#### 都道府県事業

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

# 障害福祉サービス等の体系①（介護給付・訓練等給付）

	訪問系	活動系	施設系	支援系	訓練系・就労系
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	児	者	者	者
	重度訪問介護	者	者	者	者
	同行援護	者	児	者	者
	行動援護	者	児	者	者
	重度障害者等包括支援	者	児	者	者
	短期入所（ショートステイ）	者	児	者	者
	療養介護	者	者	者	者
	生活介護	者	者	者	者
	施設入所支援	者	者	者	者
	自立生活援助	者	者	者	者
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	者	者	者	者
	自立訓練（機能訓練）	者	者	者	者
	自立訓練（生活訓練）	者	者	者	者
	就労移行支援	者	者	者	者
	就労継続支援（A型）	者	者	者	者
	就労継続支援（B型）	者	者	者	者
	就労定着支援	者	者	者	者
	自立生活援助	者	者	者	者
	共同生活援助（グループホーム）	者	者	者	者
	自立訓練（機能訓練）	者	者	者	者

※表中の「者」は「障害者」，「児」は「障害児」であり，主な利用対象者を示している。

## 障害福祉サービス等の体系②（障害児支援，相談支援に係る給付）

障害児 通所系	障害児支援に係る給付		児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練などの支援を行う	
			医療型児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	
			放課後等デイサービス	児	授業の終了後又は休校日に，児童発達支援センター等の施設に通わせ，生活能力向上のための必要な訓練，社会との交流促進などの支援を行う	
			居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	
			保育所等訪問支援	児	保育所，乳児院・児童養護施設等を訪問し，障害児に対して，障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	
			福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障害児に対して，保護，日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	
			医療型障害児入所施設	児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して，保護，日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	
	相談支援系	相談支援に係る給付		計画相談支援	者	<b>【サービス利用支援】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</li> <li>・ 支給決定後，事業者等と連絡調整等を行い，サービス等利用計画を作成</li> </ul> <b>【継続利用支援】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</li> <li>・ 事業者等と連絡調整，必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</li> </ul>
				障害児相談支援	児	<b>【障害児利用援助】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成</li> <li>・ 給付決定後，事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成</li> </ul> <b>【継続障害児支援利用援助】</b>
地域移行支援				者	住居の確保等，地域での生活に移行するための活動に関する相談，各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	
地域定着支援				者	常時，連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談，障害福祉サービス事業所等と連絡調整など，緊急時の各種支援を行う	

※表中の「者」は「障害者」，「児」は「障害児」であり，主な利用対象者を示している。

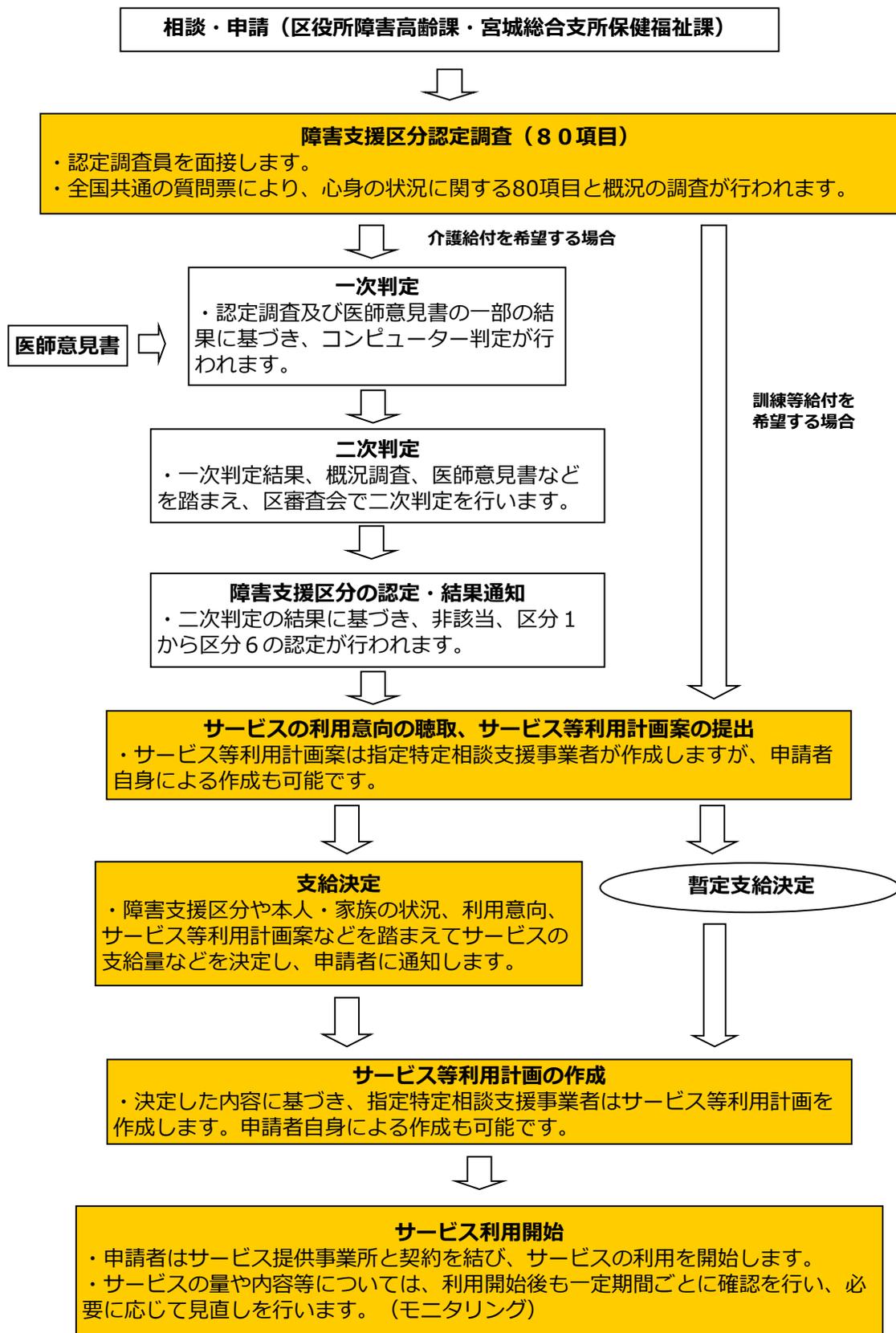
# 地域生活支援事業について

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

## 市町村事業

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
意思疎通(コミュニケーション)支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の活用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者の成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、日中一時支援 等

# サービス利用までの流れについて



# 利用者負担について

障害福祉サービスの利用者負担は、サービスに要した費用の1割の額です。ただし、収入や市町村民税所得割額に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

## 障害者

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、 グループホーム利用者を除きます	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

## 障害児

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

## 世帯の考え方

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※同じ世帯で他にも障害福祉サービス、補装具、児童福祉法に基づく支援を受けている方がいる場合や、介護保険と障害福祉サービスを両方利用している方がいる場合、その合計額が一定の基準額を超えた場合に、その超えた額を償還する仕組みもあります(高額障害福祉サービス等給付費)

### 1. 概要

種類	対象者	内容（主なもの）
居宅介護	障害支援区分1以上の障害者（児童の場合はこれに相当する状態） ※通院等介助（身体介護有）は区分2以上かつ「歩行」に「全面的な支援が必要」など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事援助（調理、掃除、買物）</li> <li>・身体介護（食事、着替え、排泄、入浴等の介助）</li> <li>・通院等介助（医療機関等への通院時の介助）</li> <li>・通院等乗降介助</li> <li>・日常生活に関する相談・助言</li> </ul>
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする障害者で 障害支援区分4以上かつ下記①or② ①二肢以上に麻痺等あり ②認定調査の行動関連項目の合計が10点以上（知的・精神）	長時間の支援が断続的に必要な障害者へ一体的にサービスを提供する（身体介護、家事援助、生活相談、移動介護）
同行援護	視覚障害によって移動に著しい困難を有する障害者等で同行援護アセスメント調査票による基準を満たす者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む。）</li> <li>・移動の援護</li> <li>・移動先での排泄及び食事等の介護</li> </ul>
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で障害支援区分3以上かつ認定調査の行動関連項目が10点以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護</li> <li>・外出時における移動中の介護</li> <li>・排泄、食事等の介護</li> </ul>

### 2. 利用にあたっての留意事項

#### (1) 利用料

利用者負担はサービス費用の1割ですが、月ごとに所得に応じた上限額があり、低所得の方（生活保護世帯、市民税非課税世帯）は無料となります。

#### (2) サービスの支給決定

サービスの支給量（利用時間）は、区役所の職員等が利用者のご自宅を訪問したうえで決定します。この際、障害支援区分やご本人・ご家族の状況、利用意向、指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案などを踏まえて決定します。（サービス等利用計画案は、申請者自身による作成も可能です。）

#### (3) サービスの利用

実際にサービスをご利用になるには、サービスを提供する事業所と契約を結んでいただく必要があります。

## 1. 概要

### (1) 利用できる方

身体障害者、知的障害者、精神障害者等を対象とする日中活動サービス（日帰りで施設等に通って受けるサービス）です。障害者の方に日中活動の場を提供することで、身体機能・生活能力の維持・向上を図り、社会参加の促進を図ることを目的としています。

### (2) 利用できるサービスの内容

種類	対象者	基本事業	その他のサービス
生活介護事業	障害支援区分が区分3以上 (年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上)	日常生活上の支援 創作的活動 機能訓練 レクリエーション 等	給食サービス 入浴サービス 送迎サービス (事業者により異なります)
自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持、向上等のため支援が必要な身体障害者	機能訓練 社会適応訓練 スポーツ・レクリエーション 等	
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者		

## 2. 利用にあたっての留意事項

### (1) 利用料

利用者負担はサービス費用の1割ですが、月ごとに所得に応じた上限額があり、低所得の方（生活保護世帯、市民税非課税世帯）は無料となります。また、この他に食材費・光熱水費等の実費負担があり、事業者ごとに金額を設定しています。

### (2) 実施時間

多くの事業所では午前10時頃に開始し、午後3時頃に終了します。詳しくは各事業所へお尋ねください。

### (3) 標準利用期間

自立訓練（機能訓練）は18ヶ月、自立訓練（生活訓練）は24ヶ月の標準利用期間が定められており、サービス提供事業者のアセスメントに基づき、標準利用期間内の範囲内でサービスの提供期間が決定されます。

### (4) 仙台市が委託している生活介護及び自立訓練事業所

生活介護…仙台市障害者福祉センター（宮城野、若林、太白）

自立訓練（機能訓練）…仙台市障害者福祉センター（宮城野、若林、太白、泉）

自立訓練（生活訓練）…仙台市障害者福祉センター（宮城野、若林、太白）

## 1. 概要

### (1) 利用できる方

障害者：身体障害、知的障害、精神障害並びに難病等により、障害支援区分1以上の認定を受けた者

障害児：身体障害、知的障害、精神障害がある児童並びに難病患者等である児童またはそれと同等の支援が必要と認められる児童

### (2) 利用できる事業所

短期入所事業所として県又は市の指定を受けた事業所

### (3) 利用できるサービスの内容

利用者の保護者の疾病、冠婚葬祭への出席、看護、学校等の公的行事への参加、レジャー、旅行又は休息等の理由により、一時的に保護又は支援を必要とする場合に指定事業所において、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を提供します。

## 2. 利用にあたっての留意事項

### (1) 利用料

利用者負担はサービス費用の1割ですが、月ごとに所得に応じた上限額があり、低所得の方（生活保護世帯、市民税非課税世帯）は無料となります。また、この他に食材費・光熱水費等の実費負担があり、事業者ごとに金額を設定しています。

### (2) サービスの利用日数

一月あたりの利用日数（支給量）は、区役所職員がご家庭の状況などをお伺いしながら決定します。

なお、短期入所はご家族の急用など突然利用が必要になることも多いことから、すぐに利用する予定がない場合であっても利用申請も受け付けています。その場合には、一月あたり7日の支給決定を行います。（ご家族の状況等から月7日の利用では不足することが明らかな場合は、7日を超える決定をすることもあります。）

### (3) サービスの利用方法

短期入所をご利用になるには、サービスを提供する事業所と契約を結んでいただく必要があります。

また、利用される場合は事前に事業所に空き状況等をご確認ください。

## 1. 概要

### (1) 利用できる方

障害者（※身体障害者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達するまでに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限られます。）

### (2) 利用できる事業所

共同生活援助事業所として県又は市の指定を受けた事業所

### (3) 利用できるサービスの内容

主として夜間において、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

#### 【グループホームの形態】

#### ①介護サービス包括型

従来のケアホームと同様に当該事業所の従業者が介護サービスの提供を行う形態。

#### ②外部サービス利用型

介護サービスについては、当該事業所の従事者は提供せず、外部の居宅介護事業者等に委託し、介護サービスの提供を行う形態。

## 2. 利用にあたっての留意事項

### (1) 利用料

利用者負担はサービス費用の1割ですが、月ごとに所得に応じた上限額があり、低所得の方（生活保護世帯、市民税非課税世帯）は無料となります。この他に家賃・食材費・光熱水費等の実費負担があり、事業者ごとに金額を設定しています。なお、家賃については低所得の方を対象に上限1万円までの軽減制度があります。

### (2) サービスの利用方法

区役所職員が利用者ご本人から要望をお聞きし、それに基づいたサービスの支給を決定します。共同生活援助をご利用になるには、事業所と利用契約を結んでいただく必要があります。また、利用される場合は事前に事業所に空き状況等をご確認ください。

# 移動支援について

## 1. 概要

### (1) 利用できる方

身体障害者（児）：身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、肢体不自由1級であって両上肢及び両下肢の機能に障害を有する方、又は移動に際し同等の支援が必要と認められる方（難病患者等を含む）

知的障害者（児）：療育手帳の交付を受けた方、又は移動に際し同等の支援が必要と認められる方

精神障害者（児）：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、又は移動に際し同等の支援が必要と認められる方

※障害福祉サービスの重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている方、入院している方、施設に入所している方は原則対象外。

### (2) 利用できる事業所

移動支援事業所として仙台市の登録を受けた事業所

※仙台市ホームページ「移動支援（ヘルパーの派遣）」に掲載

### (3) 利用できるサービスの内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行います。（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学、通所等の通年かつ長期にわたる外出、通院のための外出、社会通念上適当でない外出は対象外です。）

※通院については居宅介護や同行援護をご利用いただきます。

## 2. 利用にあたっての留意事項

### (1) 利用料

利用者負担はサービス費用の1割となりますが、月ごとに所得に応じた基準額があり、低所得の方（生活保護世帯、市民税非課税世帯）は無料となります。

### (2) 利用時間

原則として月に50時間の範囲内で支給決定を受けた時間

### (3) サービスの利用方法

利用にあたっては、区役所に申請が必要です。職員が介護の状況や本人の状態、要望等を調査し、支給の可否、支給量を決定します。

利用決定通知が届きましたら、利用予定の事業所と具体的なサービスの内容を相談のうえ、利用契約を結んで利用を開始していただきます。

# 日中一時支援について

## 1. 概要

### (1) 利用できる方

- 身体障害者（児）：身体障害者手帳をお持ちの障害児又は同等の支援が必要と認められる方
- 知的障害者（児）：療育手帳をお持ちの方又は同等の支援が必要と認められる方
- 精神障害者（児）：精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は同等の支援が必要と認められる方

### (2) 利用できる事業所

- 日中一時支援事業所として仙台市の登録を受けた事業所
- ※仙台市ホームページ 「日中一時支援（日中ショートステイ）」 に掲載

### (3) 利用できるサービスの内容

利用者を日常的に介護している家族が、疾病、冠婚葬祭への出席、看護、学校等の公的行事への参加、レジャー、旅行又は休息等の理由により、一時的に介護ができない場合において、宿泊を伴わない一時的な見守り及び介護を登録事業所において提供するものです。

## 2. 利用にあたっての留意事項

### (1) 利用料

利用者負担はサービス費用の1割となりますが、月ごとに所得に応じた基準額があり、低所得の方（生活保護世帯、市民税非課税世帯）は無料となります。また、この他に食材費・光熱水費等の実費負担があり、事業者ごとに金額を設定しています。

### (2) 利用時間

原則として月に56時間の範囲内で支給決定を受けた時間

### (3) サービスの利用方法

利用にあたっては、区役所に申請が必要です。職員が介護の状況や本人の状態、要望等を調査し、利用の可否、支給量を決定します。

利用決定通知が届きましたら、利用予定の事業所と具体的なサービスの内容を相談のうえ、利用契約を結んで利用を開始していただきます。

# 訪問入浴について

## 1. 概要

### (1) 利用できる方

身体障害者

※原則として18歳以上で、1級もしくは2級の身体障害者手帳の交付を受けていて、かつ歩行困難、移送に耐えられない等の理由により、自宅の風呂等で入浴することが難しい方（難病患者等の方を含む）

### (2) 利用できる事業所

訪問入浴事業所として仙台市の登録を受けた事業所

※仙台市ホームページ 「訪問入浴サービス」 に掲載

### (3) 利用できるサービスの内容

利用者の自宅を訪問し、訪問入浴車の設備により、洗髪・洗体・洗顔、衣類着脱に関する介助を行います。

## 2. 利用にあたっての留意事項

### (1) 利用料

利用者負担はサービス費用の1割となりますが、月ごとに所得に応じた基準額があり、低所得の方（生活保護世帯、市民税非課税世帯）は無料となります。

### (2) 利用回数

月あたり7回（6月から9月までの期間については9回）の範囲内で支給決定を受けた回数

### (3) サービスの利用方法

利用にあたっては、区役所に申請が必要です。職員が介護の状況や本人の状態、要望等を調査し、利用の可否、支給量を決定します。

利用決定通知が届きましたら、利用予定の事業所と具体的なサービスの内容を相談のうえ、利用契約を結んで利用を開始していただきます。